

高知県の最低賃金

必ずチェック 最低賃金！ 使用者も、労働者も

地域別最低賃金

高知労働局

件名	最低賃金額 時間額(円)	効力発生日	摘要
高知県最低賃金	737	平成29年 10月13日	高知県内の事業場で働くすべての労働者に適用されます。 下記の特定(産業別)最低賃金から適用を除外された者も、この最低賃金が適用されます。

特定(産業別)最低賃金

産業名	最低賃金額 時間額(円)	効力発生日	摘要
電子部品・デバイス・ 電子回路、電子応用 装置、映像・音響機械 器具製造業	776	平成29年 12月21日	適用除外 18歳未満又は65歳以上の者 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの 清掃又は片付けの業務に従事する者 手作業により又は手工具若しくは操作の容易な小型動力機を用いて行う運搬、包装、箱詰め、袋詰め又は部品そう入の業務に従事する者。ただし、部品そう入については、基幹的業務となっているものを除く。
一般貨物自動車運送業 (車両総重量8トン以上又は 最大積載量5トン以上の貨物 自動車の運転業務従事者)	910	平成19年 6月2日	適用除外 21歳未満又は65歳以上の者 雇入れ後6月未満の者 集荷場、貨物ターミナル等貨物の集散する場所の間を運送する貨物を集荷し又は当該場所の間を運送した貨物を配達する業務に従事する者 生コンクリート又は土砂等(土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法(昭和42年法律第131号)第2条第1項の土砂等をいう。)を運搬する業務に従事する者
道路貨物運送業 (車両総重量8トン以上又は 最大積載量5トン以上の貨物 自動車の運転業務従事者)	720	平成19年 6月2日	適用除外 65歳以上の者 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの

平成29年10月13日より高知県最低賃金を下回るため、道路貨物運送業については高知県最低賃金が適用されます。

最低賃金の詳細については裏面をご覧ください。

最低賃金についてのご相談・お問い合わせは

高知労働局賃金室(TEL:088-885-6024) または、最寄りの労働基準監督署へご照会ください。
高知労働局ホームページ <http://kochi-roudoukyoku.jst.go.jp/>

1 最低賃金はすべての労働者に適用されます。

最低賃金制度とは、最低賃金法に基づき国が賃金の最低限度を定め、使用者は、その最低賃金額以上の賃金を労働者に支払わなければならないとする制度であり、最低賃金には地域別最低賃金と特定（産業別）最低賃金の2種類があります。

最低賃金は、事業場で働く常用、臨時、パート、アルバイトなどのすべての労働者と、労働者を一人でも使用しているすべての使用者に適用されます。

しかし、一般の労働者と労働能力などが異なるため最低賃金を一律に適用すると、かえって雇用機会を狭める可能性がある労働者については、使用者が都道府県労働局長の許可を受けることを条件として個別に最低賃金の減額の特例が認められています。

最低賃金の減額の特例を受けられる労働者は、精神又は身体の障害により著しく労働能力の低い方
試の使用期間中の方
基礎的な技能等を内容とする認定職業訓練を受けている方のうち厚生労働省令で定める方
軽易な業務に従事する方
断続的労働に従事する方

となっています。

最低賃金の減額の特例許可を受けようとする使用者は、最低賃金の減額の特例許可申請書（所定様式）2通を作成し、所轄の労働基準監督署長を経由して都道府県労働局長に提出してください。

派遣労働者については、派遣先の事業場に適用されている最低賃金が適用されますので、派遣先事業場に適用される最低賃金を把握しておく必要があります。

2 最低賃金の対象となる賃金

最低賃金の対象となる賃金は、通常の労働時間、労働日に対応する賃金に限られます。

具体的には、実際に支払われる賃金から次の賃金を除外したものが最低賃金の対象になります。

- 臨時に支払われる賃金（結婚手当など）
- 1か月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など）
- 所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金（時間外割増賃金など）
- 所定労働日以外の労働に対して支払われる賃金（休日割増賃金など）
- 午後10時から午前5時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分（深夜割増賃金など）
- 精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

労働者を一人でも雇っている事業主は、労働保険に加入する義務があります。

3 適用除外について

「雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの」については、技能養成の内容及び実施期間が明確で、かつ計画性をもち、実施担当者又は責任者が定められていること等一定の要件を具備している技能養成の対象者に限ること。

「清掃又は片付けの業務に従事する者」及び「手作業により又は手工具若しくは操作の容易な小型動力機を用いて行う運搬、包装、箱詰め、袋詰め又は部品そ入の業務に従事する者。ただし、部品そ入については、基幹的業務になっているものを除く。」については、この業務に従事する時間が当該労働者の月間総実労働時間の半分以上を占めているものをいうこと。

月給制の場合の
換算方法の例

高知県で働く労働者Aさんは

年間所定労働日数255日
月給額126,000円
所定労働時間は毎日8時間

で働いています。

高知県最低賃金は **737** 円(時間額)です。

1. 月給制の場合は、次のような計算式を用いて比較します。

$$\frac{\text{月給額} \times 12 \text{ か月}}{\text{年間総所定労働時間}} \quad \text{最低賃金額(時間額)}$$

2. Aさんの場合、1. の計算式に当てはめると

$$\frac{\text{月給額} 126,000 \text{ 円} \times 12 \text{ か月}}{\text{年間総所定労働時間}(255 \text{ 日} \times 8 \text{ 時間})} \quad 741 \text{ 円} 17 \text{ 銭} > 737 \text{ 円}$$

したがって、上記計算方式で算出した月給の時間額への換算額(741円)が、高知県最低賃金時間額(737円)を上回っていますので、この場合は、最低賃金を満たしていることになります。

4 最低賃金額以上か確認する方法

実際の賃金が最低賃金額以上となっているかどうかを調べるには、上記2に記載した最低賃金の対象となる賃金額と適用される最低賃金額を次の方法で比較します。

時間給の場合
時間給 最低賃金額(時間額)

日給の場合
日給 ÷ 1日の所定労働時間 最低賃金額(時間額)

、以外(週給、月給)の場合
賃金額を時間当たりの金額に換算し、最低賃金額(時間額)と比較します。